

現行業務条例	団体の意見	市の意見
<p>・第3条(取扱品目)</p>	<p>・第3条の取扱品目については、現状、扱っている枠内での品目と認識するが、それで可と判断するが良いか。</p>	<p>・改正卸売市場法では、第4条第2項の認定の申請及び施行規則第1条における「中央卸売市場の認定を受けることのできる卸売市場」に規定されているため、生鮮食料品等を青果物、水産物及び生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品等で市長が別に定めるものとし、現行の要綱に沿った物品を考えている。 ・そのため、苗類、花き、正月飾りなども、委託者が持込む少量の物品と捉えている。 ・この取扱を貴社の買付販売として、多く取り扱うことになれば、卸売業務では認められないため、兼業としての市場外売買取引をお願いする。</p>
<p>・第13条(せり人の登録)</p>	<p>・せり人登録は、各卸会社の申請方式とするのか。 ・せり人資格の認定は。(従来どおり、開設者の認定証の交付は。)</p> <p>【試験制廃止・研修会の開催等へ】 ・試験の廃止は問題ないが、せり人としての心構えや基本的な条例を覚えるためにも、資格を持つ時の講習は必要ではないかと思う。 ・また、仲卸しへも基本条例を伝えるためにも、講習は、定期的実施した方がよいと思う。</p>	<p>・せり人登録については、各卸会社から開設者への届出制方式とし、新規せり人届出者には、開設者による法令等の研修会を開催する方針とし、従来の試験制は廃止する。 ・また、せり人の更新者については、更新制を廃止し、必要に応じて研修会を開催していく。 ・なお、新規せり人届出者へのせり人章及び登録証の交付は、従来どおり開設者が行う。</p> <p>・新規せり人の届出者には、法令、条例等について、研修会を開催し、法令などの周知に努めていく。 ・基本条例は、卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び売買参加者並びに買出人についても必要に応じて研修会などを実施していく。</p>
<p>・第54条(仲卸業者の業務の規制)</p>	<p>・卸売業者に認められない取扱品目を仲卸が直荷引きによって販売するケースが現況で見られるが、この点をどのように考えるのか。 ・前回、仲卸の取扱品目に関して記載がない旨の質問があったが、直荷引きが認められるにあたり、明記すべきでは。</p>	<p>・浜松市中央卸売市場の取扱品目は、業務条例第3条(取扱品目)のとおりであり、取扱品目以外のものが市場の店舗において販売されている場合は、指導、改善の対象と考える。 ・卸売業者、仲卸業者及び売買参加者が市場において扱う物品は同一の取扱品目である。従って、直荷引きの扱う品目も同様である。</p> <p>・仲卸業者が直荷引きする場合も、同一の条件であり、条例で規定されている取扱物品以外のものを仕入れて市場において販売することはできない。</p> <p>・仲卸業者が取扱品目以外のものを扱うのであれば、兼業業務として市場の外での販売をしなければならない。</p>
<p>・第80条の2(市場取引委員会)</p>	<p>・市の附属機関として規定はしないとのことだが、市場の現状を市に伝えるためにも、何らかの形で条例に規定すべきではないか。</p>	<p>・市場運営、整備などを協議する場として、学識経験者を含めた第三者機関として、現在の開設運営協議会は残していく。 ・取引委員会は、改正条例では規定はしないが、市場関係者の任意団体として協議会を立ち上げていただきたい。 ・市は、こうした任意団体で組織された協議会にオブザーバーとして参加し、その現状を把握していく。</p>
	<p>・全体として、開設側から説明のあった条例改正(案)、意見について了解とする。</p>	

※商業協同組合(売買参加者・買出人)、関連事業者からの意見書の提出なし。